

スタートアップ創出調整連絡会議の開催について

〔令和 4 年 7 月 29 日〕  
〔内閣総理大臣決裁〕

- 1 スタートアップ創出に係る施策の執行事務の運営に万全を期するため、スタートアップ創出調整連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（新しい資本主義実現本部事務局長）  
議長代理 内閣官房副長官補（内政担当）  
副議長 内閣官房スタートアップ創出総括官（新しい資本主義実現本部事務局長代理）  
内閣官房科学技術・イノベーション・スタートアップ連携推進統括官（グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長）  
構成員 金融庁総合政策局政策立案総括官  
デジタル庁統括官（国民向けサービス担当）  
総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）  
文部科学省科学技術・学術政策局長  
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）  
農林水産省大臣官房総括審議官  
経済産業省経済産業政策局長  
中小企業庁長官  
国土交通省総合政策局長

- 3 連絡会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## スタートアップ創出調整連絡会議の役割

スタートアップ創出に係る施策の執行事務の運営に万全を期するため、以下を実施する。

- 予算や税制について、要求・要望内容及びその進捗状況を確認
  - SBIR 制度の抜本拡充
  - ベンチャーキャピタルへの公的資本の投資拡大
  - 未踏事業を通じた若い人材への支援制度の拡大
  - グローバル・スタートアップ・キャンパス作り
  - 経営者の個人保証を不要にする等の制度の見直し
  - スtockオプション等の環境整備
  - 海外における起業家育成の拠点の創設
  - 起業家教育
  - オープンイノベーションの推進のための税制などのあり方 等
  
- 予算要求や税制改正、法改正を伴わないものについては、すみやかに実施することとし、その進捗状況を確認
  - スタートアップの政府調達への参入促進に向け、スタートアップとの随意契約を容易にできるよう調達基準を改正
  - JIC によるベンチャーキャピタルへの投資拡大
  - 個人金融資産及び GPIF 等の長期運用資金のベンチャー投資への循環の構築
  - スタートアップ・大学における共有特許ルールの見直し
  - 公募増資ルールの見直し 等
  
- 今後法改正の必要があると考えられるものについては、その検討状況を確認
  - 社会的課題を解決するスタートアップの環境整備(法人形態の在り方)
  - フリーランスの取引適正化法制の整備
  - 未上場株のセカンダリーマーケットの整備
  
- 官民の役割分担が重要であるため、民間主導で実施を求めていく事項の実施状況を確認
  - 民間事業者による調達におけるスタートアップの活用促進
  - 兼業・副業の拡大 等
  
- 年末の5か年計画において追加する施策について、その進捗状況を確認

## グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室の設置に関する規則

〔令和4年7月28日  
内閣総理大臣決定〕

## (設置及び任務)

第1条 内閣官房に、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の検討を具体的に進めるための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室（以下「推進室」という。）を置く。

## (組織)

第2条 推進室に、室長、次長、審議官、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、推進室の事務を掌理する。
- 3 次長は、室長を助け、推進室の事務を整理する。
- 4 審議官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
- 5 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 6 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 7 室長、次長、審議官、参事官、企画官及び室員は、非常勤とすることができる。

## (政策参与)

第3条 推進室に、政策参与を置くことができる。

- 2 政策参与は、命を受けて、推進室の所掌に係る専門的事項について意見を具申する。
- 3 政策参与は、非常勤とする。

## (補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、推進室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

## 附 則

この規則は、令和4年8月1日から実施する。

(参考 1) 経済財政運営と改革の基本方針 2022 (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)

(3) スタートアップへの投資

ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。

(参考 2) 新しい資本主義実行計画 (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)

⑤ スタートアップが集積するグローバル・スタートアップ・キャンパス

内外の大学の誘致を含め、スタートアップが集積するキャンパス作りを推進する。

(参考 3) 統合イノベーション戦略 2022 (令和 4 年 6 月 3 日閣議決定)

(2) イノベーション・エコシステムの形成

スタートアップの徹底支援と民間資金を巻き込む資金循環の促進

大学強化とスタートアップ強化はイノベーションの両輪であり、質の高い基礎研究から生まれた新しい技術の潜在力を、世界を席卷し得るビジネスにつなげていく必要がある。そのため、ディープテック分野に特化した研究機能とスタートアップ・インキュベーション機能を兼ね備えたスタートアップ・キャンパスの創設に向けて、海外のトップ大学や VC 等とも連携しながら、世界標準のビジネスを生み出すエコシステムの形成を目指す。

(参考 4) 世界に伍するスタートアップ・エコシステムの形成について

(令和 4 年 6 月 2 日 総合科学技術・イノベーション会議決定)

大学強化とスタートアップ強化はイノベーションの両輪であり、質の高い基礎研究から生まれた新しい技術の潜在力を、世界を席卷し得るビジネスにつなげていく必要がある。そのため、海外トップ大学とも連携し、ディープテックに特化した世界トップレベルの研究成果の創出とインキュベーション機能を兼ね備えた、民間資金を基盤として運営されるスタートアップ・キャンパスを整備し、世界標準のビジネスを生み出すエコシステムを形成する。その際、前述の「外国人・女性起業家のための環境整備の充実」の施策とも一体的に都市計画として完全にグローバルな空間を構築するとともに、研究者に世界と競争可能な給与や研究環境を支給することで、国際的な研究・スタートアップ創出拠点を形成する。【内閣府 (科技)、関係省庁】

(参考 5) ファクト・シート：日米競争力・強靱性パートナーシップ (抜粋)

**FACT SHEET: The U.S.-Japan Competitiveness and Resilience (CoRe) Partnership**

The United States and Japan seek to accelerate innovation and startup collaboration to enhance competitiveness, possibly through Japan's concept to establish a "Startup Campus."

(仮訳) 日米両国は、競争力を強化するために、「スタートアップ・キャンパス」を設立するという日本の構想を通じて、イノベーションとスタートアップの連携を加速することを目指す。